# 保健所機能等検討調査業務委託仕様書

## 1 業務名

保健所機能等検討調査業務

#### 2 業務目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び長期化により、感染対策の最前線である保健所の機能強化は喫緊の課題となっている現状等を踏まえ、時代の要請に応じた今後の役割や機能、及び必要な施設量や効果的な整備手法に関する検討調査業務を実施する。

# 3 業務期間

契約締結日から令和5年3月15日まで(11月:中間報告、1月:確定報告、3月:成果物の納品)

#### 4 業務内容

次の項目について、効果的かつ効率的な課題解決を念頭に置いた調査・分析 及び資料の作成等を行う。なお、調査項目の詳細については、市と受託業者と の協議により内容を確定するものとする。

# (1) 保健所機能等の強化に資する検討

保健所機能や面積等について、既存施設の現状や課題を踏まえた検証を行うこと。

また、先進事例との比較調査や社会情勢の変化等を踏まえた将来予測などにもとづき、保健所のあり方を検討すること。

※1:市が想定する保健所機能や面積等については、検討に必要となる基礎 資料として、受託業者決定後に市から提供いたします。

## (2) 必要となる施設整備等に関する検討

保健所機能を次の①~④に全部移転、又は一部移転した場合の整備スケジュール及びコスト等のシミュレーションを行うこと。2

- ①市民会館跡地
- ②両替町公園
- ③本庁舎周辺の建物又は公共施設の空きスペース
- ④その他の候補地

なお、駐車場の必要台数を算出し、①及び②については庁舎との接続性や出 入口のレイアウト、整備スケジュールや整備中の駐車場確保等を含むこと。

- ※2:①・②に関する図面や③・④の想定などについては、検討に必要となる基礎資料として、受託業者決定後に市から提供いたします。
- (3) 上記(2) の各シミュレーションにおける評価、比較検討表の作成【評価の視点】
  - ①円滑な施設利用のためのスペース・動線の確保
  - ②整備期間中を含め、効率的な施設整備、管理手法の整理
  - ③建築基準法等への適合など技術的な確認
  - ④その他特筆すべき事項
- 5 業務における留意事項

本業務の実施にあたって、以下の点について留意すること。

- (1) EBPM (エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策 立案) の視点を踏まえ、データ等を積極的に用いて事実・課題の把握、政策 効果の予測や測定、評価を行うこと。
- (2) 各調査・分析、検討・評価項目についてはベンチマークとしての継続活用及 び客観的な検証可能性に留意すること。
- (3) 調査結果の分析データ・基礎データ等については、「保健所」以外の課題への対応に関する議論等にも十分に応用可能なものとなるよう留意すること。

# 6 スケジュール

- (1) 9月上旬:調査項目の協議検討、調査開始
- (2) 毎月下旬:業務の遂行状況について報告
- (3) 11月下旬:調査報告(中間報告書)の提出
- (4) 1月下旬:調査報告(確定版)の提出
- (5) 3月15日:成果物の納品

#### 7 成果物の納品

- (1)業務内容(1)の報告書
  - 業務内容(2)の整備シミュレーション毎の図面及び報告書業務内容(3)の比較検討資料
- (2) 上記(1) のデータ一式(市が指定する媒体)
- (3) その他、当該業務に付随する資料で、特に市が求めたものまた、業務期間中に2回程度、市の会議等での報告書に関する説明を要する

# 8 権利関係

- (1) 本業務における成果物の取扱い
  - ①本業務の履行に係る成果物の所有権は全て市に帰属する。
  - ②成果物が著作権法(昭和45年法律第48条)第2条第1項第1号に規定 する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物

にかかる受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する 権利)を当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。

# (2) 著作権・知的財産権の使用

- ①本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- ②上記にかかわらず、市がその方法を指定した場合は、その限りでない。

## 9 暴力団排除に関すること

受託者は、契約締結前に暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出すること。

#### 10 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) この調査を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利、利益を侵害してはならない。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏えい、資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。
  - また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、市の指示に従わなければならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度、市と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、 市は、業務期間中その業務状況の報告を求めることができるものとする。